

答弁書第三四号

内閣参質一八三第三四号

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平田 健 二 殿

参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二及び三について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。また、尖閣諸島に関する中国独自の主張は、国際法上、領有権の主張を裏付ける有効な論拠を欠くと考えている。政府としては、このような我が国の一貫した立場に関し、国内外で正しい理解を得るべく、対外発信を強化しているほか、様々な機会を捉え外交ルートを通じた働きかけを行っており、今後とも努力していく考えである。

